

京都市廃棄物減量等推進審議会

第7回事業系ごみ減量対策検討部会

平成 20 年 5 月 1 日
保養所きよみず 大会議室

(次 第)

I 開 会 10:00

II 議 事

- 1 事業系ごみ減量に有効な方法の検討
(方法ごとの長所, 短所整理, 効果の予測等)
- 2 排出事業者のごみ減量に向けた周知・啓発方法の検討
(減量マニュアルの素案について等)
- 3 事業系ごみの全般的な減量化対策について

III 閉 会 12:00

【資 料】

- 資料 1: 他都市事例から有効とされる発生抑制・再使用・資源化へのアプローチ
資料 2: 「経済的側面」からのアプローチ
資料 3: 指定袋制度の比較
資料 4: 指定袋導入に関するアンケート
資料 5: ごみ収集時計量機能付き収集車について
資料 6: 「法的側面」からのアプローチ
資料 7: 「行動支援的側面」からのアプローチ
資料 8: パートナリシップで進める新たなごみ減量
資料 9: 各都市の事業系ごみ指定袋制度について
資料 10: 各都市のごみ量の推移
資料 11: 今後のスケジュール (案)

京都市廃棄物減量等推進審議会
事業系ごみ減量対策検討部会委員名簿

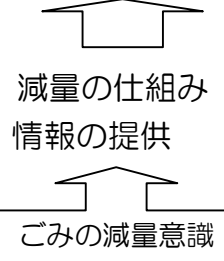
氏 名	役 職 名
あさ い 浅井 としひこ 利彦	京都工業会 専務理事
い と う 伊藤 よしひろ 義浩	京都市小売商総連合会 会長
おくはら 奥原 つねおき 恒興	京都商工会議所 専務理事
ぐんじま 郡嶋 たかし 孝	同志社大学経済学部 教授
こ さ か 小坂 まさひろ 正浩	京都環境事業協同組合 副理事長
こんどう 近藤 けいぞう 恵三	京都環境事業協同組合 事務長
さ え き 佐伯 ひさこ 久子	京都市地域女性連合会 常任委員
さ か い 酒井 しんいち 伸一	京都大学環境保全センター 教授
◎ たかつき 高月 ひろし 紘	石川県立大学生物資源工学研究所 教授
まつもと 松本 あきみつ 明光	京都商店連盟 総務委員長
みやがわ 宮川 せいじ 精慈	日本チェーンストア協会関西支部 参与

（敬称略，五十音順）

◎：部会長

他都市事例から有効とされる発生抑制・再使用・資源化へのアプローチ

【第6回部会資料より抜粋】

アプローチ の方向	減量に寄与する インセンティブ	手 法		備考
経済的側面	処理料金の低減 	ごみ量の明確化 ①排出量を袋等で把握 ②排出量を直接計量	料金体系，許可業者と排出事業者の契約内容の変更等を伴う	資料2 資料5
	税・処理料金の徴収 	○焼却・埋立が割高となる料金課税システムの導入	ごみ処理と資源化処理で受入価格に差をつける	
行動支援的側面	減量行動実践 	○情報提供（減量の先進的取組事例，資源化業者の紹介，減量マニュアルの作成，事業所間の情報交換の場づくり等）		資料7
法的側面	法制度による拘束	○罰則等の制定	資源化可能物の排出事業者に，命令・氏名公表・罰則適用	資料6
パートナーシップで進める新たなごみ減量	排出者の減量意識の向上	○透明袋での分別排出（異物排出の抑制）		
	発生抑制等の取組 	○事業者の発生抑制の取組を市民と事業者のパートナーシップで支える仕組みづくり	協定締結 ・祭り，イベントごみの発生抑制 ・リユース食器，デポジット容器等 ・エコツアーリズム推進	資料8

ごみ量の明確化

1 事業系ごみ指定袋制度

○ 目的

- 1 適正な分別排出を促進
中身の見える指定袋を使用することにより、分別の徹底をはかる
- 2 事業者からのごみの減量を促進
排出されるごみ量の可視化をはかり、ごみ処理に対する事業者のコスト意識の高揚を促し、ごみの減量・リサイクルを促進する
- 3 受益者負担の公平性を確保（有料指定袋の場合）
ごみ排出量に応じて、排出事業者にコストを負担してもらう

○ 方法

- 1 「（市施設での）処分料＋収集運搬量」を含んだ指定袋を使用する制度
- 2 「（市施設での）処分料」のみを含んだ指定袋を使用する制度
（「（市施設での）処分料」以外にかかる料金については、排出事業者と許可業者にて契約する）
- 3 料金を含めることなく、（市で）規格のみを規定した指定袋を使用する制度
（料金については、排出事業者と許可業者にて契約する）

2 収集時にごみの容積を計量

○ 目的

- 1 事業者からのごみの減量を促進
排出されるごみ量の可視化をはかり、ごみ処理に対する事業者のコスト意識の高揚を促し、ごみの減量・リサイクルを促進する
- 2 受益者負担の公平性を確保
ごみ排出量に応じて、排出事業者にコストを負担してもらう

○ 方法

ごみ置場の目盛り、容器等、もしくは収集車のホッパーを使い、ごみ排出量を容積計量

3 ごみ収集時計量機能付き収集車の導入

○ 目的

「2 収集時にごみの容積を計量」と同じ

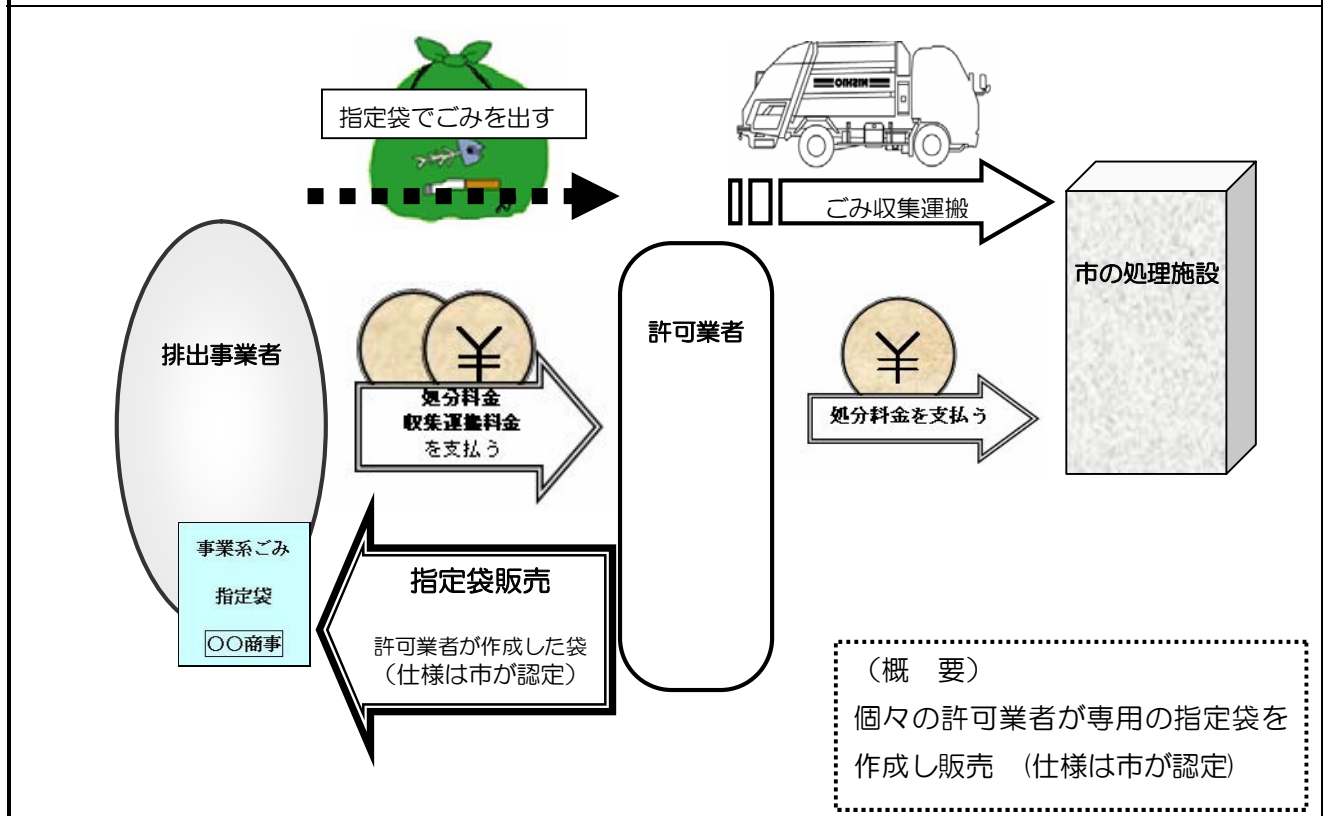
○ 方法

収集車に計量装置を付けて、ごみ排出量を重量計量

○指定袋制度の比較

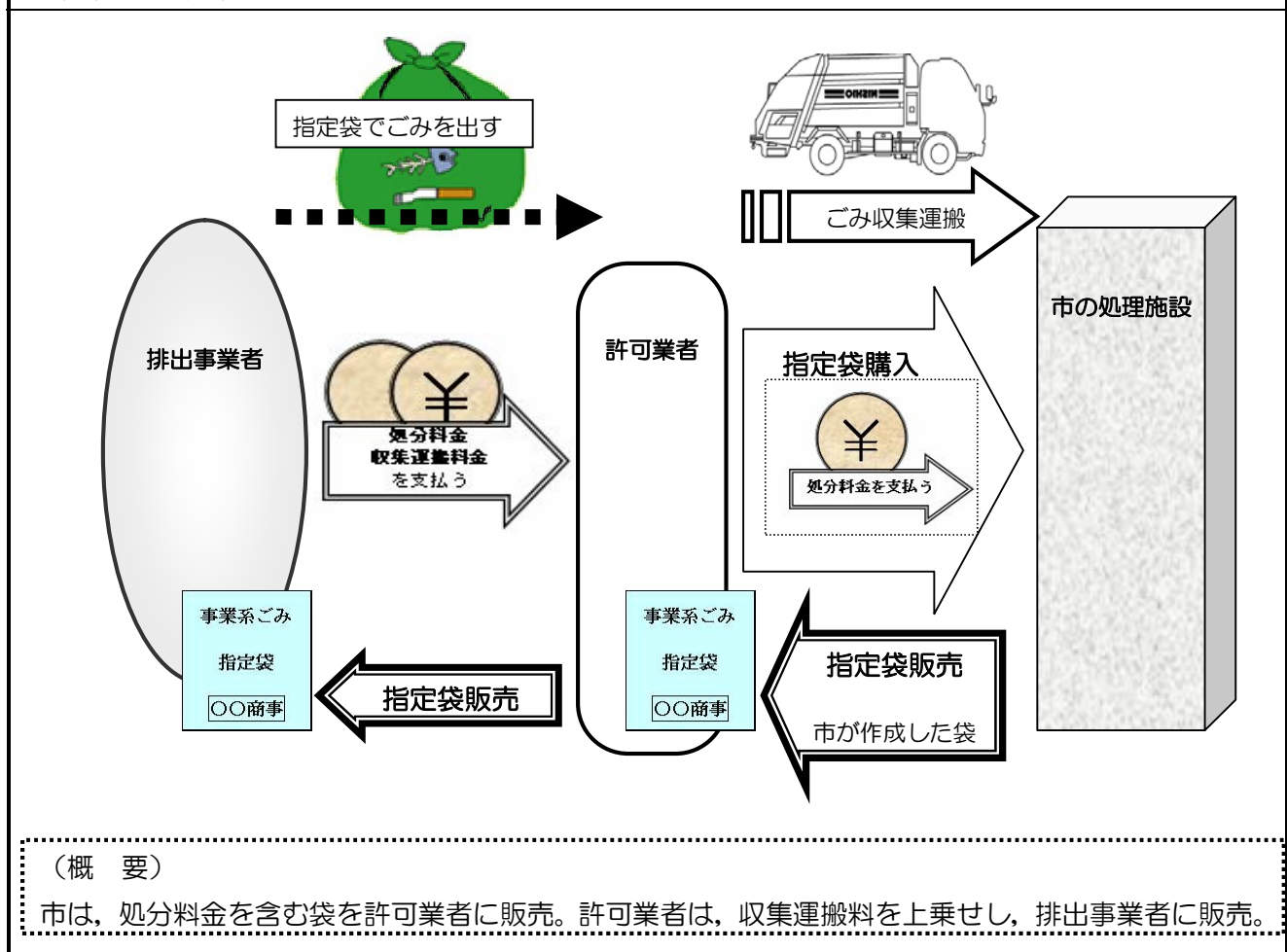
有料指定（認定）袋制

方法1－1



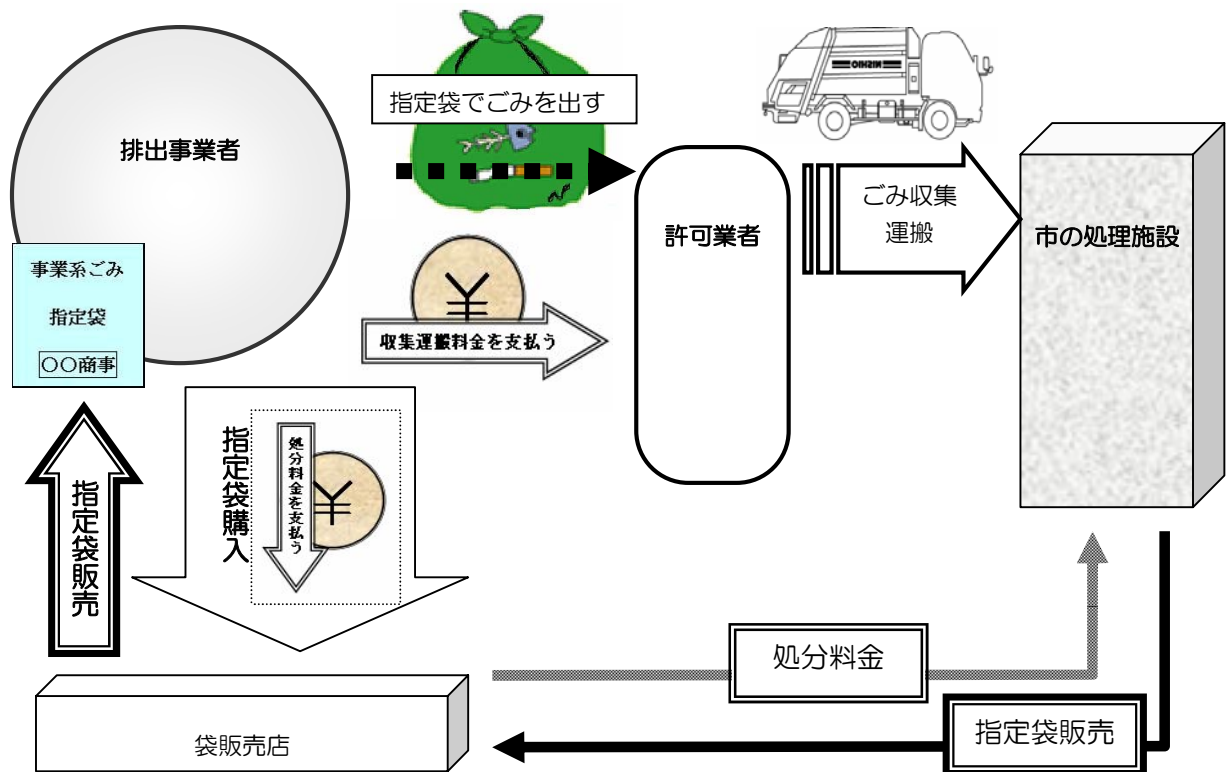
有料指定袋制

方法1－2



有料指定袋制

方法2

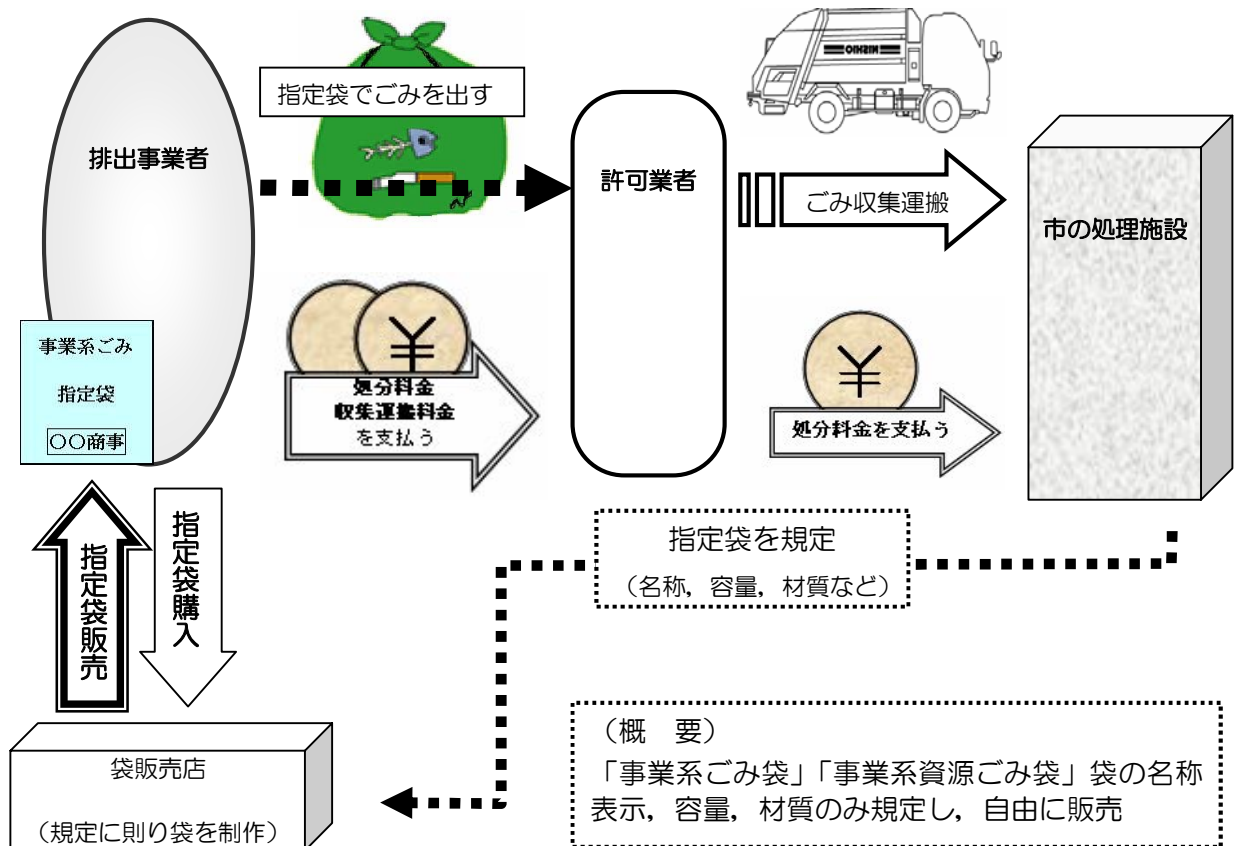


(概要)

排出者は販売店から指定袋（市の処分料金のみ）を購入。収集運搬は別に許可業者と契約

透明指定袋制

方法3



(概要)

「事業系ごみ袋」「事業系資源ごみ袋」袋の名称表示, 容量, 材質のみ規定し, 自由に販売

○指定袋制度の方式別の特長の比較

	有料指定(認定)袋制 (方法 1-1) (収運・処分手数料上乗せ)	有料指定袋制 (方法 1-2) (収運・処分手数料上乗せ)	有料指定袋制 (方法 2) (処分手数料のみ上乗せ)	透明指定袋(方法 3) (手数料上乗せなし)
仕組の概要	個々の許可業者が専用の指定袋を作成し販売 (仕様は市が認定)	市は、処分料金を含む袋を許可業者に販売。許可業者は、収集運搬料を上乗せし、排出事業者に販売。	排出者は販売店から指定袋(市の処分料金のみ)を購入。 収集運搬は別に許可業者と契約	「事業系ごみ袋」「事業系資源ごみ袋」袋の名称表示、容量、材質のみ規定し、自由に販売
手数料の流れ	現行どおり 排出者→許可業者(容量制) 袋販売 許可業者 →市(重量制) 市施設で計量	市 → 許可業者 容量制 袋販売 許可業者 → 排出者 容量制 袋販売	市 → 排出者 容量制 袋を販売 許可業者 →排出者 容量制 別途収運契約	現行どおり 排出者→許可業者(容量制) 通常月極め契約 許可業者 →市(重量制) 市施設で計量
長所	[排出事業者] ○ごみ減量が処理費用の低減に直結 ○他社のごみ混入(ただ乗り)を区別できる [許可業者] ○料金の徴収の簡素化(先払い) [市] ○有料指定袋の販売等の管理業務が不要 ○指定袋以外の搬入でも手数料徴収の問題を生じない。 ○排出事業者の経済的インセンティブによる減量効果が期待できる	[排出事業者] ○ごみ減量が処理費用の低減に直結 [許可業者] ○料金の徴収の簡素化(先払い) [市] ○排出事業者の経済的インセンティブによる減量効果が期待できる ○販売先が許可業者に限定されるため、方法 2 に比べ袋の販売等の管理業務が軽微	[排出事業者] ○ごみ減量が処理費用の低減に直結 [許可業者] ○処分料金改定の説明は、市が行うため、負担とならない。 [市] ○排出事業者の経済的インセンティブによる減量効果が期待できる	[排出事業者] ○「事業系ごみ」と「資源ごみ」の袋表示により、分別を促進 [許可業者] ○内容物の確認が容易 [市] ○透明指定にすることで、不適ごみのチェックが容易
短所	[許可業者] ○自社専用のため袋の製作・販売の手間が必要 ○処分料金の改定の都度、排出事業者に料金値上げの交渉が必要 ○著しく重量が大きい場合は、利益が出ない。 ○販売価格の統一は独占禁止法に抵触の虞 ○排出量、排出状況の違いによる値段差をつけにくい。 [市] ○制度導入に対して強制力が無い	[許可業者] ○処分料金の改定の都度、排出事業者に料金値上げの交渉が必要 ○著しく重量が大きい場合は、利益が出ない ○販売価格の統一は独占禁止法に抵触のおそれ ○排出量、排出状況の違いによる値段差をつけにくい ○他許可業者で購入の袋を排出されても区別できない [市] ○指定外の袋使用に対する監視体制が必要。	[排出事業者] ○処分料金を袋代として支払う他、別途集運契約も必要。 ○制度移行時に処分手数料に見合う、契約額の変更が必要となる(※) [許可業者] 制度移行時に処分手数料に見合う、契約額の変更が必要となる(※) [市] ○指定外の袋使用に対する監視体制が必要 ○処分料金改定時には、差額徴収方法、袋交換等の事務が膨大となる。	[排出事業者] ○ごみの減量が直ちに処理費用の削減につながらない。 [許可業者] ○処分料金の改定の都度、排出事業者に料金値上げの交渉が必要 [市] ○袋の販売管理事務(ごみ袋規格の提示、製造等の承認等)が必要
	○長尺物や著しく重量の大きいものなど袋を破損する虞のあるごみ等対処が必要。 ○バラやコンテナ単位で排出していた場合、指定袋に入れる手間が増え、袋分のごみが増加 ○排出事業者にとってかさばるごみは割高となる			
事例	許可業者が任意で導入： 仙台市、千葉市、横浜市、北九州市		神戸市、広島市 ※神戸市では、収集運搬に関する基本料金と排出状況等に応じて割増料金の基準を規定。	名古屋市(許可業者、スーパー・コンビニ等で購入)

○収集時計量の比較

		収集時にごみの容量を計量	計量器付収集車両
仕組 みの 概 要		○以下の基準でごみ排出量を計量し、20 円 87 円のごみ処理料金（処分料金＋収集運搬料金）を排出事業者から徴収している。（札幌市） 1.ごみ置き場を設置、目盛りを付ける。 2.容積のはっきりしたごみ容器を使用する。 3.大きさが一定のごみ袋を使用する。 4.その他（収集車のホッパーで容積計量）	○収集車に計量装置を付けて排出されたごみ量を計量。 ○計量データはパソコンを利用し、その場で計量伝票の発行も可能。  資料：車両メーカーパンフレット
特 徴	長所	〔排出事業者〕 ○ごみ減量が処理費用の低減に直結 〔許可業者〕 ○収集車両に計量装置を設置するよりは安価。 ○ハンディタイプのターミナルを活用すれば、その場でデータ処理や伝票発行ができる。 ○毎日のごみ量が明確化し、排出事業者との信頼感が向上。 〔市〕 ○ごみ量に応じた手数料を排出事業者から直接徴収できる。	〔排出事業者〕 ○ごみ排出量とごみ処理費用は連動し、ごみ減量が処理費用の低下につながる。 〔許可業者〕 ○毎日のごみ排出量を計量することにより、排出事業者の信頼感が生まれる。 ○ごみ排出量が適切に把握されており、市施設の処分料金の改定時の排出事業者への説明はしやすい。 ○ISO14001 認証取得事業者等へ排出量データ等の情報提供が可能である。 〔市〕 —
	短所	〔排出事業者〕 ○導入している札幌市では、重量物は別途料金（0.25 t / m³）を設定 〔許可業者〕 ○一つ一つの事業所のごみ量計量に手間がかかる。計量値の集計や伝票発行等にハンディタイプターミナル等の導入が必要である。 〔市〕 夜間、無人事業所も多く全事業所への制度徹底は困難	〔排出事業者〕 ○計量のための停車時間が長くなり後続車両の通行を妨害しないよう、場合によってはごみ置き場の移動や、収集車両に合わせて計量専用コンテナの導入が必要となる。 〔許可業者〕 ○計量装置が車両 1 台当たり 200 万円前後のかかり、負担が大きい。 ○一つ一つの事業所のごみ量計量に手間がかかる。 〔市〕 ○全許可車両に装備させるには、一定の期間、助成が必要
備考		（事例） 札幌市（伝票方式）	（事例） 事業系ごみ全体に導入している都市事例はないが、ISO14001 認証取得事業者等の収集に活用

○指定袋制度等の減量効果等特徴の比較

		現行	有料指定(認定)袋制 方法 1-1 (収運・処分料上乘せ) 許可業者が袋作成	有料指定袋制 方法 1-2 (収運・処分料上乘せ) 市が袋作成	有料指定袋制 方法 2 (処分料のみ上乘せ)	透明指定袋 方法 3 (手数料上乘せなし)	収集時計量 (容量・袋数)	計量器付収集車 (重量計量)
ごみ量の明確化		×	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ごみ減量への 経済的インセンティブ		×	◎	◎	◎	×	○ごみ量に応じた契約に変更	
適正排出への効果		×	◎	◎	◎	◎	×	
集金業務の簡素化		×	◎ 袋購入による先払い	◎ 袋購入による先払い	×	×	×	
収集条件の違いによる収 集料金の柔軟性		◎	×	×	◎	◎	◎	
制度導入 容易性	許可業者	—	×	△	△	◎	△	×
	排出者	—	○	○	×	○	△	○
	市	—	◎	△	×	△	—	—
搬入手数料改 定時の対応	説明負担	許可 業者	従前どおり 許可業者に負担	従前どおり 許可業者に負担	京都市が対応	従前どおり 許可業者に負担	従前どおり 許可業者に負担	従前どおり 許可業者に負担
	旧袋等へ の対応	—	許可業者が、旧袋交換・ 差額徴収等の対応	市・許可業者が、旧袋交 換・差額徴収等の対応	京都市が、旧袋交換・ 差額徴収等の対応	対応は不要	対応は不要	対応は不要
ごみ減量効果		×	◎	◎	◎	○ 適正排出及びごみ量明確 化による効果	○ ごみ量明確化による効果 ごみ量に応じた契約に変更すれば◎	

指定袋導入に関するアンケート

○ 許可業者アンケートより

図 4-1 ごみ処理手数料の支払い方法に対する許可業者の意向

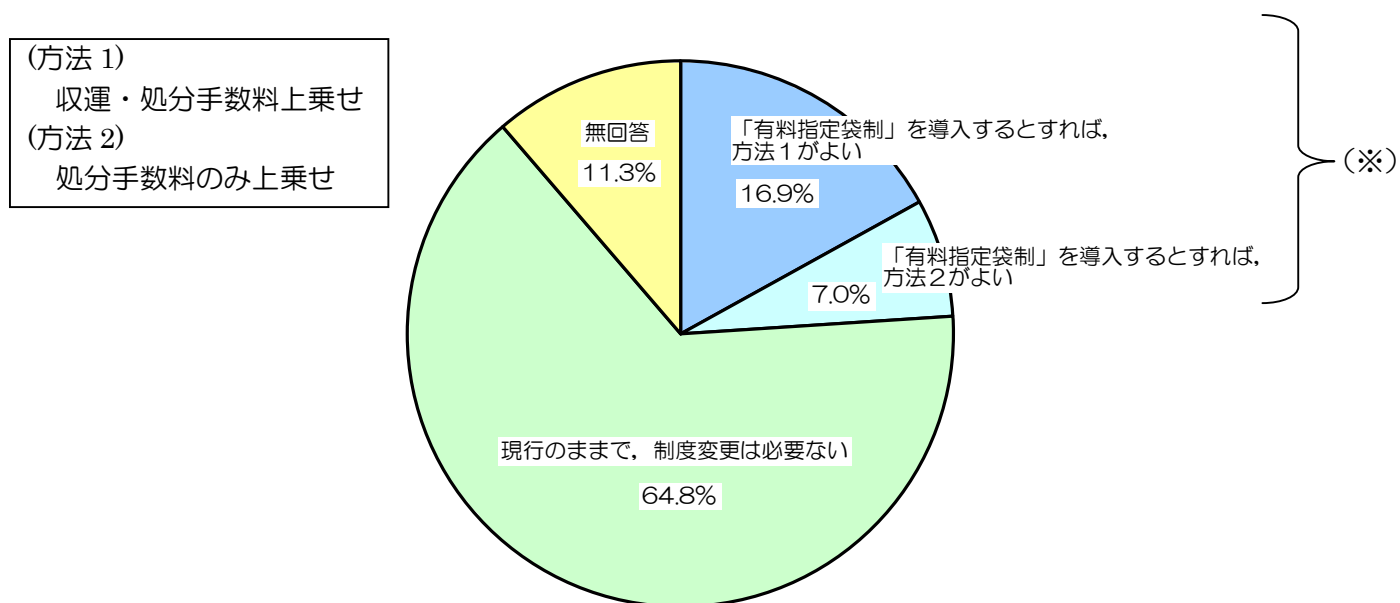
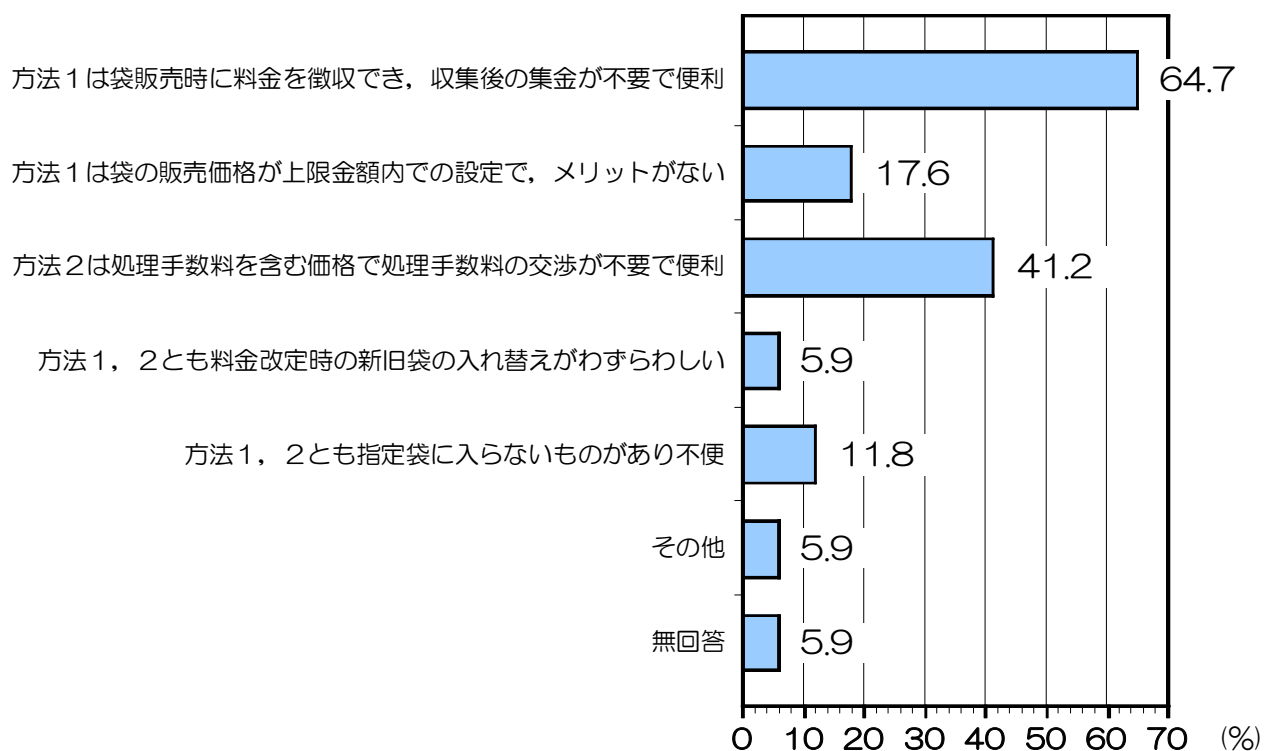


図 4-2 有料指定袋制導入を選んだ許可業者 (※) の意見 (複数回答)



○ 排出事業者アンケートより

図 4-3 有料指定袋への意向の理由（複数回答）

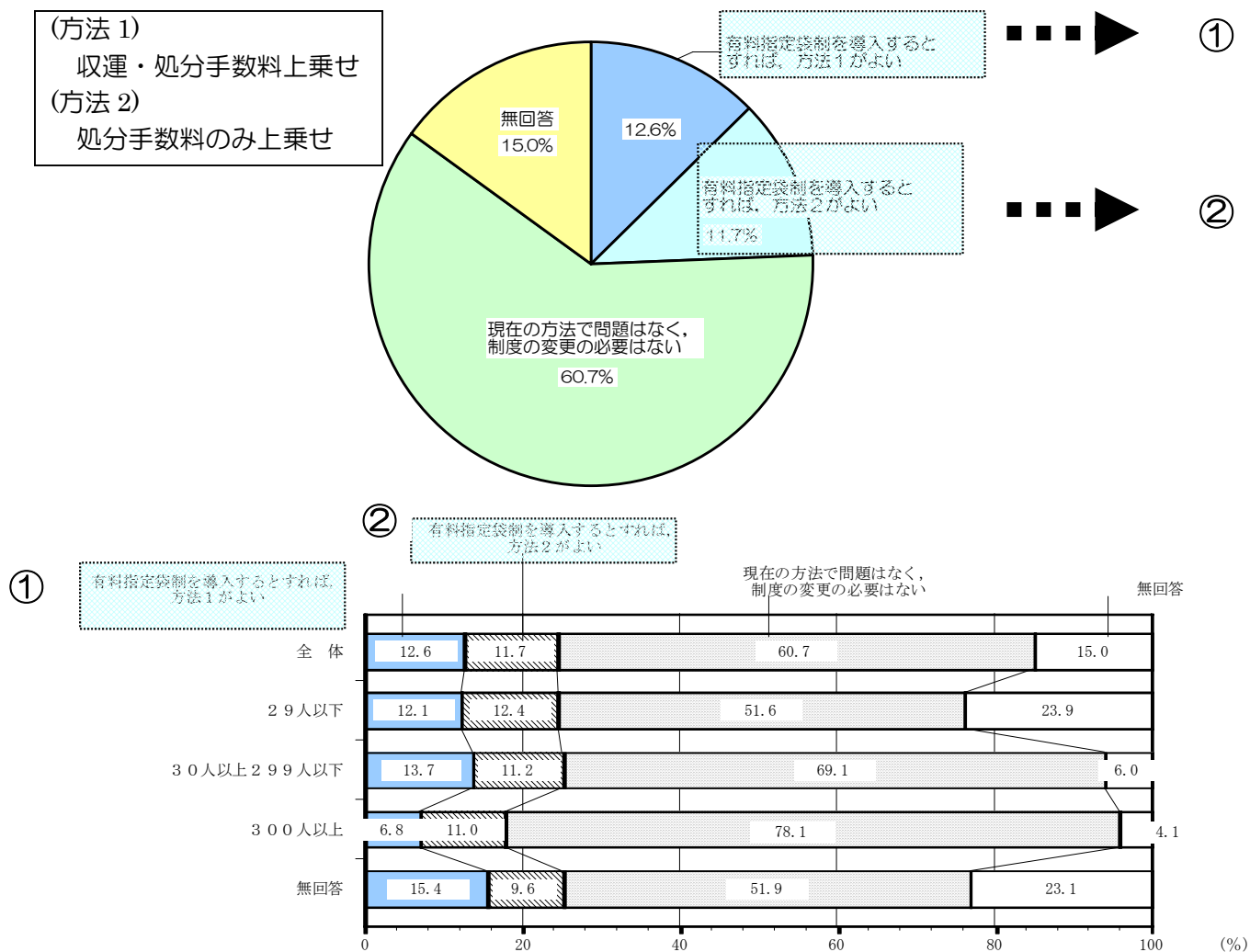
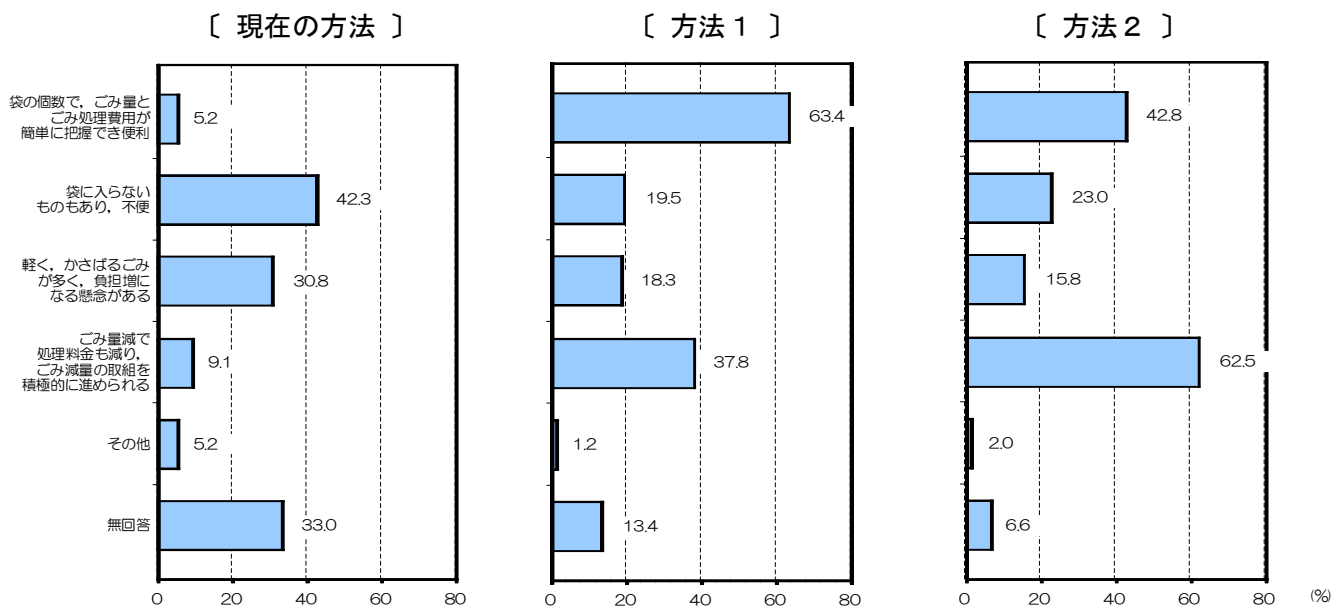


図 4-4 有料指定袋への意向の理由（複数回答）



ごみ収集時計量機能付き収集車について

ごみ収集時計量機能付き収集車の導入は、まだ少数である。

以下には、ごみ収集時計量機能付き収集車導入業者ヒアリング結果（表5-1）と、各車両メーカーのごみ収集時計量機能付き収集車の情報を整理した。

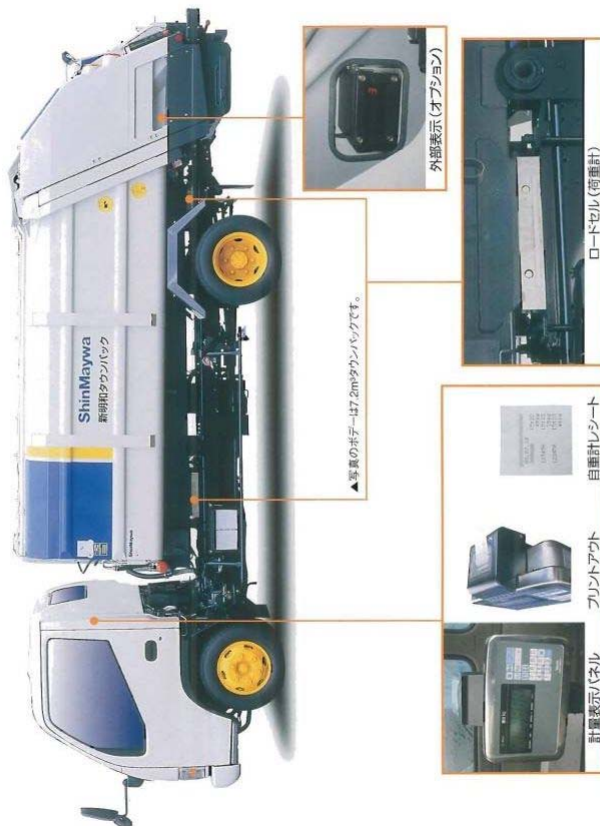
表5-1 ごみ収集時計量機能付き収集車導入業者ヒアリング

N社 3トン車×2台（産業廃棄物用） 排出事業者からの要望により導入、特に関東地域で要望多い	
メリット	デメリット
○それほど手間はかからない。 ○産廃なのでマニフェストに量を記載する必要（本来は排出事業者）があり、計量結果打ち出しにより、1回ごとの受託量が明確化、 ○受託量に応じた処理料金の請求により、排出事業者に対する信用力が向上。	○比較的個々の排出事業者の量は多く、反転式の専用コンテナで積み込み。最小計量単位は、10kgであり、それ以下の小口排出事業者には不向き ○一台あたり200万円増
MS社 4トン車×6台/12台（一般廃棄物用） 今後、計量機能付き収集車に順次切り替え	
メリット	デメリット
○請求料金が明確化 ○客先との信頼性向上 ○客先との当初のデータ取りに利用し、それに基づき料金契約 ○GPS機能つきを導入し、更に管理の効率化を予定 ○京都では導入は当社だけ	○特になし。 ○事故等を起こした場合、計量器の修理に高くなる ○集計はパソコン処理が必要なので、料金徴収には使っていない。
K社 1台/35台（一般廃棄物用） 食品R法の施行や排出事業者のISO取得等に伴う要望により導入 排出事業者の分別が増加し、はこ車の需要が増え、現時点で計量機能付き収集車の増車予定は無い。	
メリット	デメリット
○収集量が明確になり、客先との信頼性が向上	○特になし ○積載量が若干少なくなる。
MT社 1台/4台（事業系資源ごみ・一般廃棄物用） 排出事業者のISO取得等に伴う要望により導入 今後計量機能付き収集車を増車していきたい。	
メリット	デメリット
○収集運搬業者自身、客先とも満足度は高い。 ○計量結果に基づき料金請求	○特になし

より早く、より正確に・・・お客様のニーズに合わせた効率的な計量システムをご提案します。

1 自重計システム

当社が車載専用開発したロードセルを搭載しました。
現在の収集形態を変えることなく、重量を表示します。



▲写真の計器は17.2mコンテナバクです。

計量のしくみ

4個のロードセル(荷重計)でボデーを支持しており、ロードセルにかかる重量を運転室内で表示します。ボデー全体の重量は事前にキャンセルしているため、収集した積載物の正味重量を計量することができます。

※オプション装着時の注意
ハンディターミナルと外部表示器の両方を選択した場合は、計量表示パネル後部のプリンタではなく、ハンディターミナルと通信するモバイルプリンタとなります。

仕様

ひょう重	6,000kg
目 重	10kg (1kgも対応可)
精 度	±10kg

機能

現在搭載している重量の表示
収集完了の収集重量の表示
重量、計量日時、顧客コードの印字
計量データのメモリ、転送、事務所へパソコンでの集計処理(オプション)

2 ダンパータイプシステム

ごみ収集時に収集重量を計算。同時にカート番号・ごみの種類も自動で読取り、キャブ内コントローラーがその場でレシートを即プリントアウトします。
●専用カードを用い、ごみ投入前後の重量差でごみの正味重量を正確に計算します。
●収集作業中に同時に計量。わずか、反転動作時間の15秒程度で計量とデータの読取りが完了します。
●約6万件分のメモリ機能を搭載しています。



■主要諸元

- ①車外車
 - 2トン～5.5トン車
- ②ダンパー部(反転装置)
 - 操作方式/スイッチ操作による油圧昇降
 - 昇降時間/上昇/下降とも7秒間
- ③カートサイズ(高強度ポリエチレン製)
 - 110L、200L、600L、800L(ツインダンパー)
- ④カート識別部
 - 識別方式/非接触方式(タグは無電磁)
 - 記憶内容/所有者コード(10桁)＋ごみの種類等
 - ※(例：生ごみ・資源ごみ・缶・ビン...最大16種類まで)
- ⑤計量部
 - 計量方式/マルチロードセルによる計量
 - 計量可能重量/シングルダンパー200kg、ツインダンパー800kg
 - 計量精度/100kgまで±2kg、100kg以上±2%
- ⑥ダンパー部
 - 印字項目/日時、カート番号、収集重量、識別、収集番号など
 - 昇降時間/上昇/下降とも7秒間
- ⑦データ記憶部
 - 記憶方式/非接触電磁結合(無電磁)
 - 記憶容量/約50,000件

アウトバー反転タイプもご用意します。



あらゆるサイズのコンテナに対応可能です。

0.7mコンテナ対応バーキャッチ式反転装置

1. 搬入物検査について（他都市の事例）

横浜市では市焼却施設に事業系一般廃棄物の受入れを行う際、下記の装置を使用して適正でないごみが含まれていないかの検査・指導を実施している（受入時間中は常時）。



（搬入物検査装置：平成 16 年度導入）



（展開検査中のごみ）

搬入物検査方法について

目視検査

ごみピットへの投入時に適正でないごみが含まれているかどうか目視で検査を行う。

展開検査

ごみを搬入物検査装置に展開して、適正でないごみが含まれていないか検査を行う。

（目視検査に比べて、より精度の高い検査が可能となる。）

適正でないごみが発見された場合

適正でないごみが発見された場合は、ごみの持ち帰りや注意などの指導を行う。

【横浜市 HP より抜粋】

搬入物検査実績

年 度	15年度	16年度	17年度	18年度
検査台数	8,093	40,923	90,629	141,756
指導台数	1,319	5,240	4,649	3,300
持ち帰り台数	161	284	223	101

【横浜市事業概要より】

2. 罰則制度について（他都市の事例）

また、横浜市では市焼却施設に事業系一般廃棄物を搬入する際の検査で、分別ルールが守られていない場合には許可業者、または排出事業者に罰則制度を適用している。

分別ルールを守らない者に対する、罰則(過料)制度

“分けて出す”のが **ハマのルール** です

▶ 制度導入の趣旨

横浜市では、G30プランのもと家庭ごみの分別品目を拡大するなど、分別リサイクルを推進してきました。多くの市民・事業者にご理解・ご協力いただき、分別が進み、燃やすごみの量を大幅に減少させることができました。

分別の徹底に向けては、家庭ごみについては、これまで住民説明会やごみの取り残しによる啓発、集積場所での排出指導を行ってきました。また、事業系ごみについては、焼却工場での搬入物検査を行うなど、ごみの分別について呼びかけてきましたが、まだ分別ルールが守られないケースもあります。

このような中、循環型社会の形成に必要な分別ルールを守っていただくようにするために、繰り返し指導等を行ってもルールを守らない者に対して、改善を図る手続きを定め、最終的には罰則(過料2,000円)を科す制度を設けました。

▶ 経過

「ごみの分別ルールを守らない市民、事業者に対し、罰則(過料)を設けることについて」の^西パブリックコメントを平成19年2月1日から3月2日まで実施し、市民の皆様からお寄せいただいた意見も参考に、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の改正案を平成19年第3回市会定例会に上程しました。条例改正案は平成19年9月28日に可決され、同日公布されました。

▶ 制度の骨子

平成19年9月28日に改正した「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」では、次のことが定められました。

- ごみと資源物は、決められた分別区分や排出方法等に従って出すことが義務付けられました。(平成19年9月28日から)
- 分別ルールを守らない者に対して、勧告、命令をし、なお分別しないでごみを出した場合は、罰則(過料2,000円)が科されます。(平成20年5月1日から)

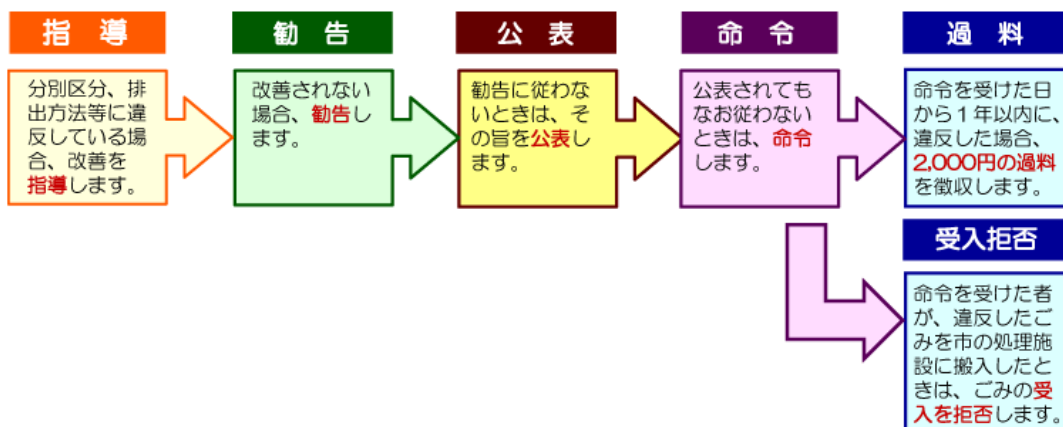
事業者の方(事業系ごみの排出等について)

▶ 義務について

一般廃棄物処理計画に定められた、分別区分、排出方法に従いごみを出すことが義務づけられました。

▶ 手続きの流れについて

義務に違反した場合、次のとおり**指導**、**勧告**、**公表**、**命令**と段階的に手続きを行い、命令後1年以内に分別違反をした場合には、過料(2,000円)を科します。



「行動支援的側面」からのアプローチ

事業系ごみ減量マニュアルの作成，配布

業種別の具体的取組事例紹介や資源化ルートの一覧掲載などにより，排出事業者のごみ減量・資源化を推進するもの。

(案)

「(仮) 事業系ごみ減量マニュアル」の構成

目 次

- 1 はじめに～地球温暖化は深刻な問題です
- 2 京都市の事業系ごみの現状
- 3 事業系ごみの処理責任（事業系ごみに関する法体系）
- 4 事業所から出るごみの処理方法「事業系ごみ処理ガイドライン」
- 5 ごみ減量への取組について
 - (1) 事業所内でのごみ減量推進体制 ……………
 - (2) ごみ・資源の発生量の把握 ……………
 - (3) ごみ・資源の記録票 ……………
 - (4) 減量化・資源化への取組 ……………
 - (5) ごみの種類ごとの取組例
 - (6) 業種ごとの具体的な取組例 ……

《事務所・飲食店・卸売業・小売業 製造業・建設業・サービス業》
 - (7) イベントごみ減量対策
- 6 分別早見表
- 7 事業系ごみデータ集
- 8 ごみ減量に関する相談先一覧 ……………

次ページに内容を例示

(5) ごみの種類ごとの取組例

紙ごみ

☆☆減らす☆☆

- ごみにしかならないものは使わないようにしましょう
 - ・紙コップやペーパータオルの使用抑制
- 紙の使用量を削減しましょう
 - ・両面コピーを推進
- ペーパーレス化を進めましょう
 - ・連絡はEメール、会議資料はプロジェクター等を活用
- ミスコピーの発生を防止しましょう
 - ・コピーミスを防ぐためコピー機を使い終わったら必ずリセット
- 使い捨てのダンボールを削減しましょう
 - ・納品等のダンボールを繰り返し納品に使用(通い箱化)

☆☆繰り返し使う☆☆

- コピー用紙等の裏面を使用しましょう
- 事務所内の封筒は繰り返し封筒として使用しましょう

【一ロメモ】

片面しか使用していないコピー用紙を入れる専用の箱を、コピー機の横に用意しましょう。

空の納品用に繰り返し使用するプラスチック製ケース(通い箱)です。



【一ロメモ】

- 不用品や廃材など、まだ使えそうなものをストックする場所を用意し、再利用する環境を備えましょう。



手作りの古紙分別ケースです。

- ・片面使用
- ・両面使用済み
- ・機密資料 等



☆☆資源化する☆☆

資源化可能な品目

新聞、雑誌・パンフレット、
ダンボール、OA紙、コピー用紙
上質紙、機密書類 など

○手元分別を徹底しましょう

最初は机の横に古紙を分けて置いておき、貯まったら、社内の回収ボックスに持って行くな
ど、できる限り手元分別を浸透させてください。

○分別を徹底しましょう

分別した紙類に禁忌品（窓の付いた封筒 ビニールコート紙、紙コップなどのワックス加工紙、油紙、写真、合成紙、防水加工紙、感熱発泡紙（ファックス用紙）、裏カーボン紙 ノーカーボン紙、紙以外のもの）などが混ざらないように注意しましょう。

○分別した紙類を資源化しましょう

〔一般古紙〕

- ・自社で資源化業者や古紙問屋等へ搬入
- ・自社でクリーンセンターに搬入
- ・許可業者に回収を依頼
- ・古紙回収業者に回収を依頼

など

〔機密書類〕

- ・自社で製紙メーカーに搬入
 - ・専門業者に回収を依頼
- （京都市ごみ減量推進会議でも秘密書類のリサイクルが可能です→p28参照）

など

※本当に機密書類か、シュレッダーにかける必要があるか検討して、社内の基準を設け、なるべくシュレッダー処理は抑えましょう。
（シュレッダーでミリカット（縦横裁断）するとリサイクルが困難になります。）

※資源化業者によって取扱品目が異なります。事前に分別の方法など相談してください。

〔一〇メモ〕

古紙の分別用箱
※種類を分けて回収できます

○分別用箱に入れる用紙の区分と種類を社員に徹底しましょう。



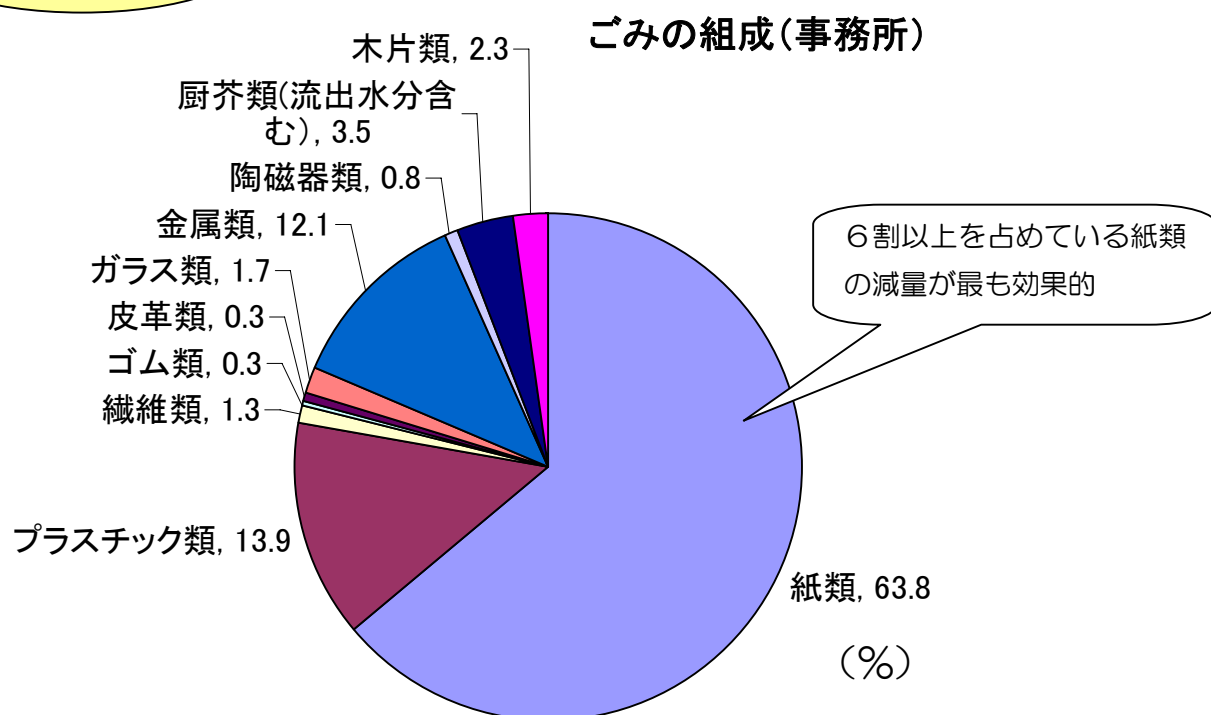
紙類を大変細かく分けています。
最初からこんなにたくさんは大変ですが、貴事業所でも、分けることが可能なもの1種類からでも始めてみましょう。



【「(仮) 事業系ごみ減量マニュアル」より】

(6) 業種ごとの具体的な取組例

事 務 所



具体的な取組例

- ・従業員に訓示、教育、研修などを実施するとともに、分別保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみの減量と分別排出の徹底を図る。
- ・内部文書、事務の見直し等によりペーパーレス化を進める。
- ・再生紙やトイレットペーパー等の再生品の購入を進める。
- ・裏面が白紙のOA用紙、広告紙の裏面を活用する。
- ・段ボール、新聞、雑誌等は資源回収業者へ引き渡す。
- ・個々のごみ箱を撤去し、ごみを出さない意識を定着させる。
- ・事務机やロッカーなどは補修、再利用を促進するとともに、社内リサイクルについても積極的に取り組む。
- ・使い捨て容器や食べ残しなどの弁当くずを減らす。
- ・従業員食堂でのメニューを工夫し、食べ残しを減らす。

パートナーシップで進める新たなごみ減量

「京のアジェンダ 21 フォーラム」のリユース食器に対する取組を例にして

●えこまつりワーキンググループ 2007年度報告



■活動目的

お祭り/イベントには数多くの住民や観光客などが集まりますが、娯楽性や利便性を重視するあまり、「環境負荷の低減」や「具体的なごみの減量対策」は考えず、大量に廃棄物を出しているのが現状です。お祭りやイベントは私達のライフスタイルと一線を引いた非日常的なものです。具体的なごみ減量の取組を行うことで、環境に配慮した事業になることはもちろん、循環型社会を構築する大きなきっかけ(市民への具体的な環境教育)になると考え、調査研究・実践活動を行っています。

■これまでの成果・実績

京都は、国際歴史文化観光都市として、多種多様な催しが開催されています。そこには数多くの住民や観光客が集いますが、利便性や効率性な

どを重視するあまり、環境負荷の低減や、ごみの減量対策などについてはあまり行なわれず、使い捨て容器を中心に大量に廃棄物を出しているのが現状です。皆さんの地域でも同様ではないでしょうか？

そこで、これまで私たちは、京都において市民/事業者/行政/研究者とのパートナーシップの下、「環境に配慮したお祭り・イベント」を創造すべく、具体的な調査・研究を2001年から進めてきました。2003、2004年度は、環境省の事業の一環で「お祭り・イベントにおけるリターナブル容器システムの構築」を受託し、リユース中心のごみ減量方策をシステム化すると同時に、有効性を実証することができました。

またその成果を受け、WGのメンバーであるNPO地域環境デザイン研究所ecotoneが事業化を図り、現在「リユース」を軸とした取組で京都のみならず全国で活躍する「環境対策支援便RE-ECO」事業が誕生しました。2006年度は京都で開催された約100のお祭りやイベントに協力し、約50万個の使い捨て食器の削減に寄与しました。

■メンバー紹介

太田航平(NPO地域環境デザイン研究所ecotone)

山本みか(ユニバーサルユース研究会)

山川肇(京都府立大学) 他

■会議、活動の開催頻度

月1回程度

■活動にご参加ください

地域のお祭りやイベントから具体的にごみの減量をサポートし、日常のごみ減量へのきっかけを創造する当WGにぜひご参加下さい。

■連絡先

京のアジェンダ21フォーラム事務所

〒612-0031 京都市伏見区深草池ノ内町13 京エコロジーセンター内

TEL 075-647-3535 FAX 075-647-3536 E-mail ma21f@mbox.kyoto-inet.or.jp

【京のアジェンダ 21 フォーラムHPより】

各都市の事業系ごみ指定袋制度について

都市名	神戸市	広島市	名古屋市																																											
導入時期	平成 19 年 4 月	平成 17 年 10 月	平成 12 年 4 月																																											
区 分	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ	可燃ごみ、不燃ごみ	可燃ごみ、不燃ごみ																																											
収 集	一般廃棄物収集運搬許可業者 (袋を使用しての自己搬入も可能)	一般廃棄物収集運搬許可業者 (袋を使用しての自己搬入も可能)	一般廃棄物収集運搬許可業者 (自己搬入の場合は袋不要)																																											
指定袋の規格	・ コンビニエンスストア・ホームセンター・スーパーマーケット・小売店及び一般廃棄物収集運搬業者で購入した指定袋を使用し、①許可業者による収集、もしくは②処理施設に自己搬入、のいずれかの方法にて市施設に搬入する。	・ コンビニエンスストア・ホームセンター・スーパーマーケット・小売店などの「事業ごみ指定袋取扱店」で購入した指定袋を使用し、①許可業者による収集、もしくは②処理施設に自己搬入、のいずれかの方法にて市施設に搬入する。	・ 許可業者、ビルメンテナンス業者、清掃用品を扱う商店などで購入し、排出事業者名を記入して許可業者が収集を行う。 ・ 指定袋の代金に収集、運搬、処分に伴う手数料は含まれておらず、別途委託する許可業者へ支払う。 ・ 色や強度などの規格は市で定めている。																																											
手数料	販売価格 (円/10 枚) <table><tr><td></td><td>可燃</td><td>不燃</td><td>粗大</td><td>資源</td></tr><tr><td>30 ㍻</td><td>570</td><td>690</td><td>930</td><td>190</td></tr><tr><td>45 ㍻</td><td>840</td><td>1,020</td><td>1,380</td><td>270</td></tr><tr><td>70 ㍻</td><td>1,310</td><td>1,590</td><td>2,150</td><td>420</td></tr><tr><td>90 ㍻</td><td>1,690</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>		可燃	不燃	粗大	資源	30 ㍻	570	690	930	190	45 ㍻	840	1,020	1,380	270	70 ㍻	1,310	1,590	2,150	420	90 ㍻	1,690	—	—	—	販売価格 (円/10 枚) <table><tr><td></td><td>可燃</td><td>不燃</td></tr><tr><td>10 ㍻</td><td>460※</td><td></td></tr><tr><td>30 ㍻</td><td>690</td><td></td></tr><tr><td>45 ㍻</td><td>1,040</td><td>630</td></tr><tr><td>70 ㍻</td><td>1,610</td><td>980</td></tr><tr><td>90 ㍻</td><td>2,080</td><td>1,260</td></tr></table> ※のみ (円/20 枚)		可燃	不燃	10 ㍻	460※		30 ㍻	690		45 ㍻	1,040	630	70 ㍻	1,610	980	90 ㍻	2,080	1,260	(参考) 袋のみの価格は 10～15 円/枚程度
	可燃	不燃	粗大	資源																																										
30 ㍻	570	690	930	190																																										
45 ㍻	840	1,020	1,380	270																																										
70 ㍻	1,310	1,590	2,150	420																																										
90 ㍻	1,690	—	—	—																																										
	可燃	不燃																																												
10 ㍻	460※																																													
30 ㍻	690																																													
45 ㍻	1,040	630																																												
70 ㍻	1,610	980																																												
90 ㍻	2,080	1,260																																												

○事業系ごみ有料指定袋制度（広島市）

事業ごみ有料指定袋制度導入前の排出方法

排出の流れ



排出事業者

ごみ処分手
数料も含ん
だ定額契約

市が許可した
収集・運搬業者

業者が処分
料納付

ごみの収集運搬・処分料支払

自己搬入・処分料支払

広島市

可燃ごみは
清掃工場



不燃ごみは
埋立地



問題点

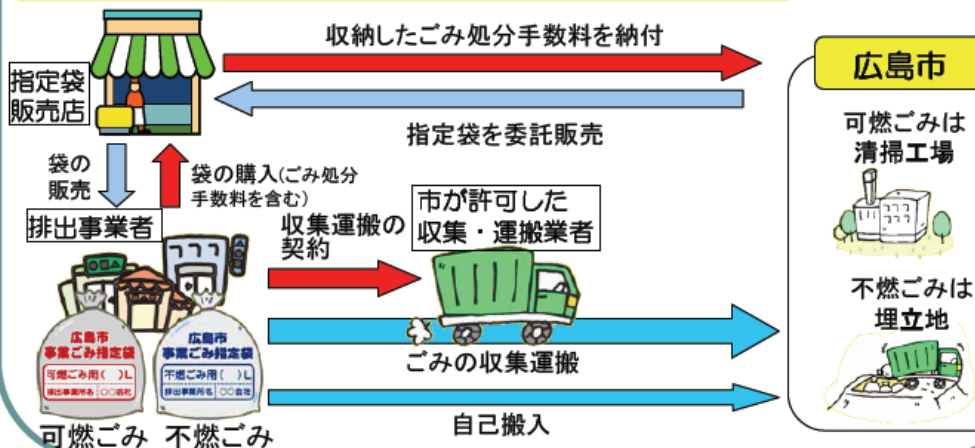
- ・排出量に応じた契約になっていない。
- ↓
- ・ごみを減らしてもコストメリットがない。
- ↓
- ・資源になるものも分別せず排出している。

1-2-23

事業ごみ有料指定袋制度の概要

◎制度開始時期 平成17年10月～

◎対象ごみ 事業系可燃ごみ・不燃ごみ
(資源ごみは民間リサイクル業者に搬入)



1-2-23

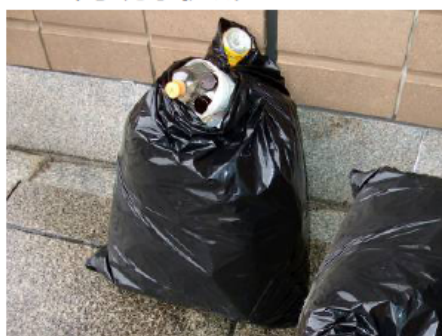
事業ごみ指定袋



I-2-23

制度導入による効果

● 分別状況



- ・不透明のポリ袋
- ・紙、ビン、缶、ペットボトルも混在

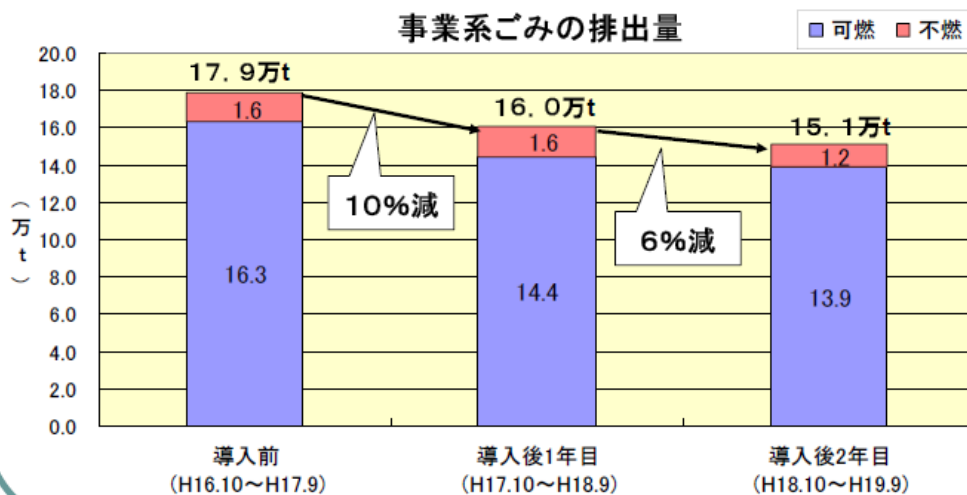


- ・中身が見える指定袋を使用
- ・可燃ごみ、不燃ごみの分別が進んだ
- ・指定袋の使用を減らすよう、資源になるもの(紙、ビン、缶、ペットボトル等)は分別してリサイクル業者へ

I-2-23

制度導入による効果

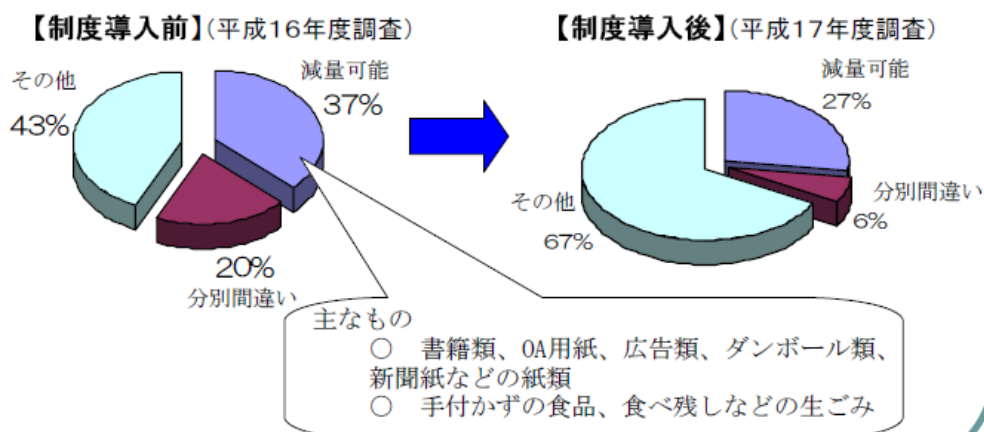
● 事業ごみ排出量の減少



I-2-23

制度導入による効果

● 分別状況 (事業系可燃ごみ組成分析調査より)



I-2-23

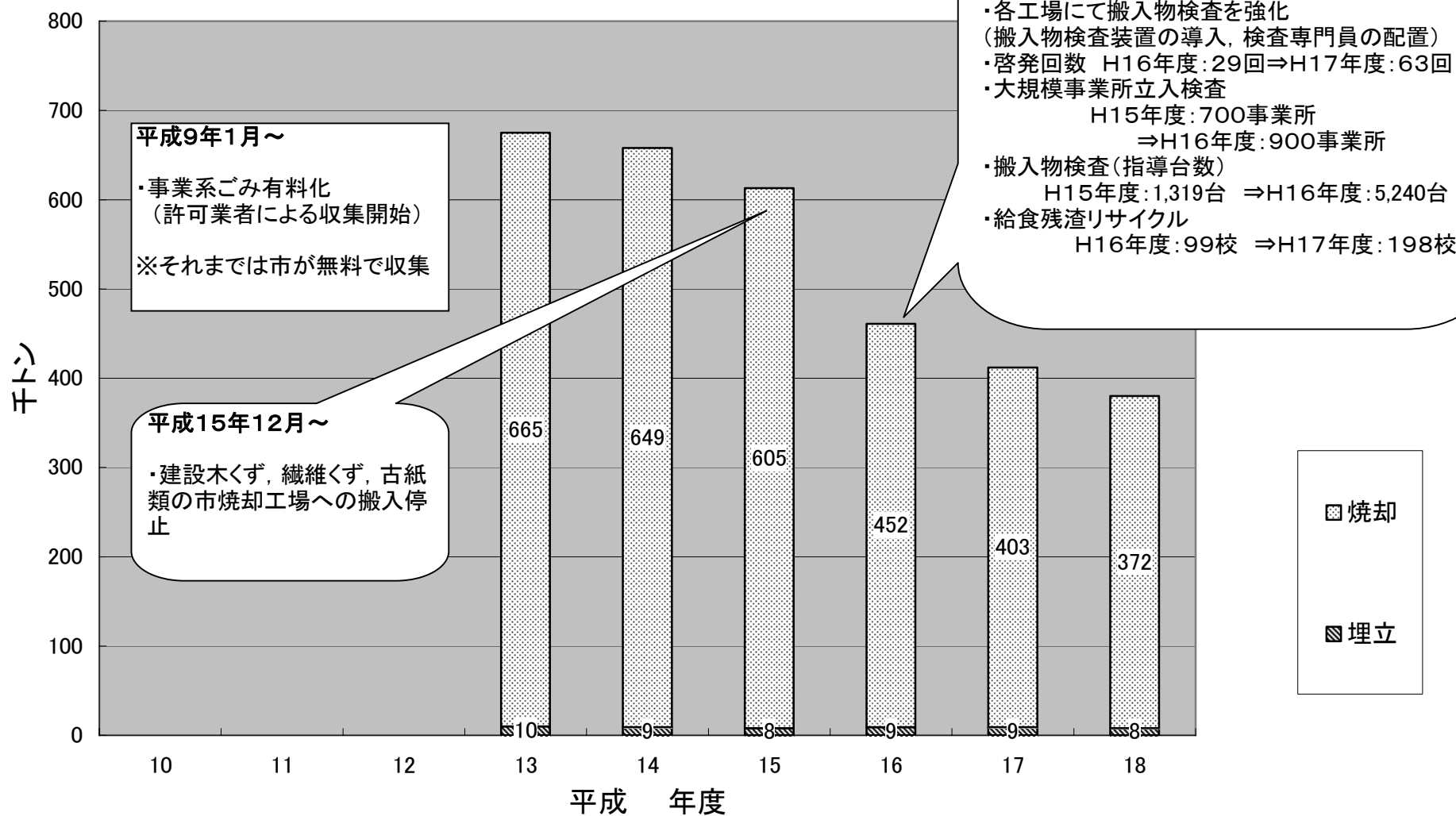
○事業系ごみ指定袋制度（名古屋市）



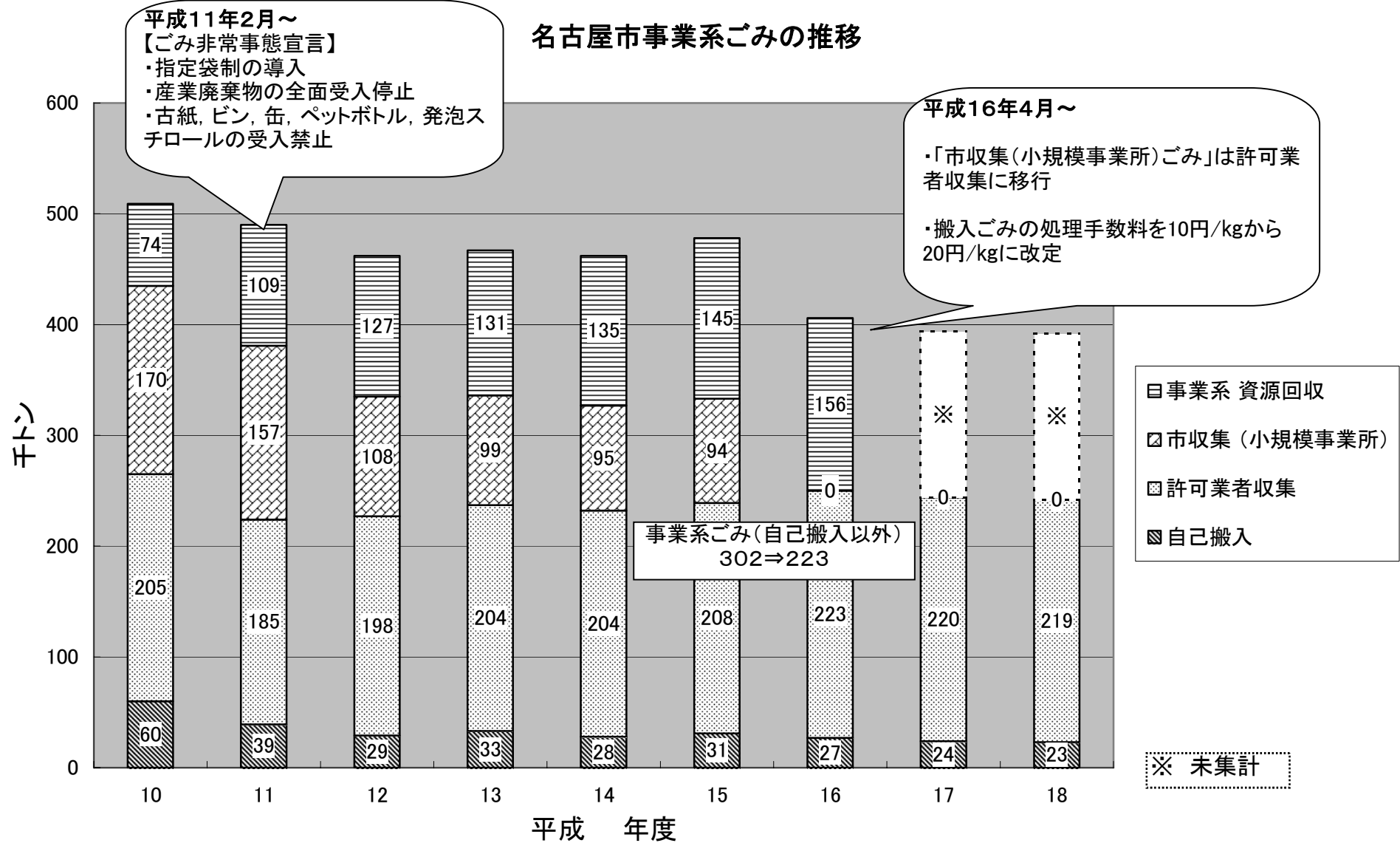
（名古屋市一般廃棄物事業協同組合 HP より抜粋）

☆ごみ袋については、規格基準のみを名古屋市で策定し、それによって許可業者等が独自に製作し、使用する。

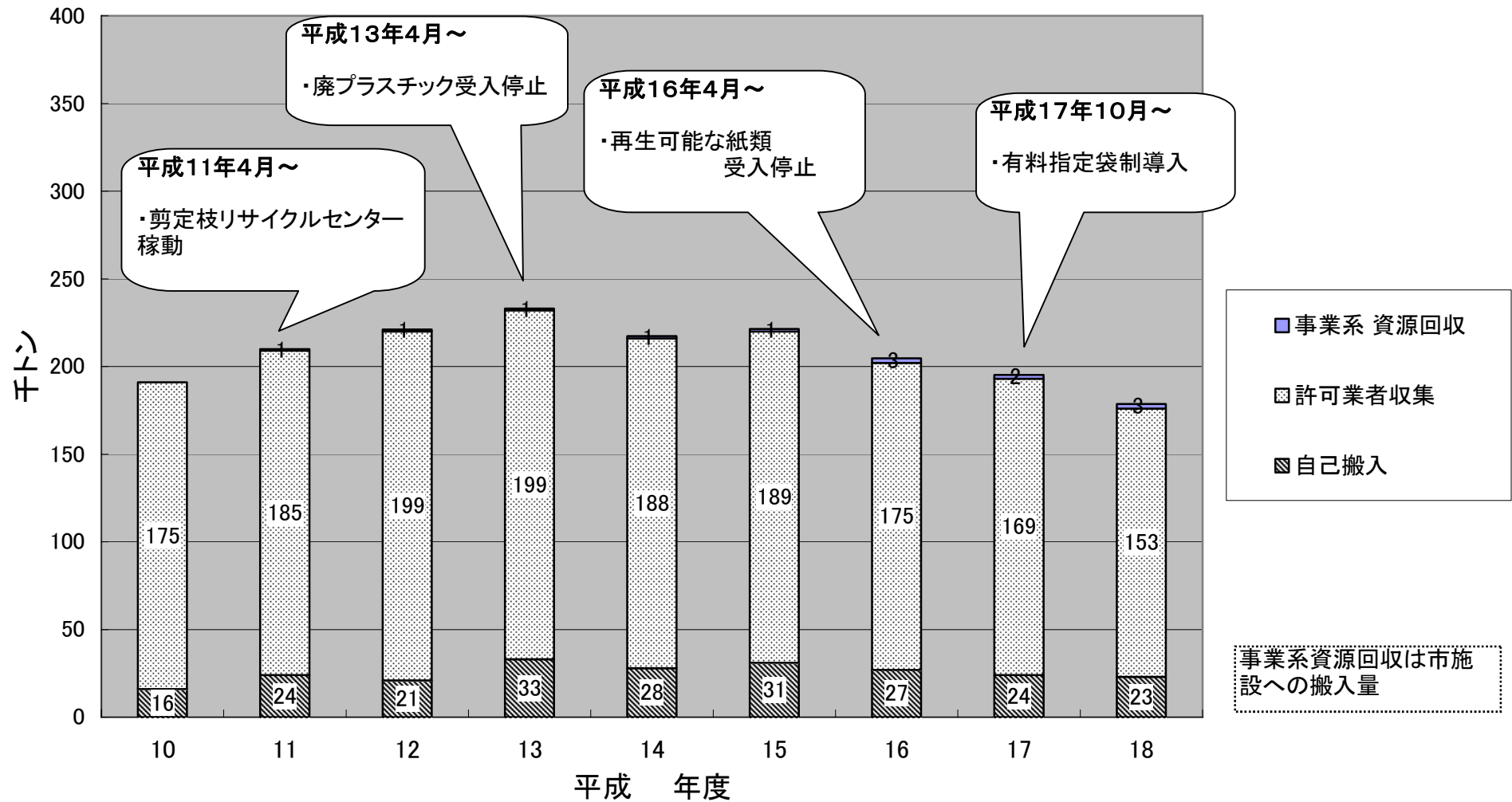
横浜市事業系ごみの推移



名古屋市事業系ごみの推移



広島市事業系ごみの推移



今後のスケジュール（案）

	審議内容
第1回 (5/22)	これまでの論点整理と議論の方向について 調査内容の説明
第2回 (8/3)	調査内容に基づく減量化対策の検討① 調査結果の概要と市の施設での受入のあり方について
第3回 (9/19)	調査内容に基づく減量化対策の検討②
第4回 (10/26)	調査内容に基づく減量化対策の検討③ 中間報告とりまとめ
第41回本会 (12/14)	部会からの中間報告について
第5回 (1/30)	○事業系ごみ減量化へ向けた方向性の確認 1 今後の部会進行について 2 事業系ごみの現状と取組 3 議論の基本的な方向性
第6回 (3/24)	○事業系ごみ減量化へ向けた、効果的インセンティブの 模索について① 1 事業系ごみの現状と課題 2 排出事業者のごみ減量に向けたインセンティブについて 3 他都市の動向
第7回 (5/1)	○事業系ごみ減量化へ向けた、効果的インセンティブの 模索について② 1 事業系ごみ減量に有効な方法の検討 （方法ごとの長所、短所整理、効果の予測等） 2 排出事業者のごみ減量に向けた周知・啓発方法の検討 （減量マニュアルの素案について等） 3 事業系ごみの全般的な減量化対策について
第8回 (5月下旬)	最終報告とりまとめ
第42回本会 (6月下旬)	部会からの最終報告を踏まえた答申の内容について



答 申

